

平成29年度 第1回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

日 時 平成29年7月20日（木） 午後1時30分～2時00分
場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎5階 第2委員会室

出席委員氏名 土居 修身（愛媛大学社会連携推進機構 教授）
中平 幸作（愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
土居 慎一（伊予銀行 八幡浜支店長）

市出席者 橋本 顯治（副市長）
菊池 司郎（産業建設部長）
井上 耕二（財政課長）
石田 勝明（契約検査室長）
宇都宮 一幸（契約検査室次長）
二宮 敏郎（契約検査室契約係主事）

説明事項 八幡浜市入札監視委員会の概要について説明
八幡浜市の入札制度について説明

議題

議題1 委員長の選任について
委員長 土居 修身（委員による互選）

議題2 審議事案の抽出について
委員長の指名により、中平委員が抽出委員を務める。

第2回委員会の開催について

平成29年8月21日（月）午後1時30分から

* 説明事項及び議事等における意見、質問、回答はなし。

(様式第4号)

平成29年度 第2回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成29年8月21日(月) 午後1時30分から3時00分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3階 庁議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 土居 修身(愛媛大学社会連携推進機構 教授) 委員 中平 幸作(愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委員 土居 慎一(伊予銀行 八幡浜支店長)	
審議対象期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
抽出案件	5件(別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、中平委員が案件を抽出
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No.	件名	入札方式
1	28単生建委第7号-1 宮内地区公民館新築建築主体工事	一般競争入札
2	28国補学建委第9号-3 愛宕中学校第2校舎大規模改修機械設備 工事	指名競争入札
3	28災第101/4号 真網代中之谷地区農地保全災害復旧工事	指名競争入札
4	28港市単第4号 フェリーターミナル用地整備に係る構造 物取壊し工事	指名競争入札
5	平成28年度 定期修繕工事（I期） （八幡浜南環境センター）	随意契約

意見・質問	回答
<p>1. 28単生建委第7号-1 宮内地区公民館新築建築主体工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約議案が議会において否決されることはあるのか。 ・一次下請の状況は把握できるのか。 ・過去を含め、八幡浜市では指名競争入札と比べ一般競争入札の落札率が高くなっており、競争性の面でいえば通常、一般競争入札の方が低い落札率になる傾向がある。もう少し一般競争入札に競争性を入れる工夫をしたらどうか。 ・参加資格要件に「辞退の意思を書面にて提出した者でないこと。」とあるが、なぜこの条件を設定したのか。 ・B等級を含めても、増えるのは1社のみである。競争性を高めるため市外業者を入れるなどの対応はできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県でもほとんど例がなく、当市においては初めての案件である。 ・工事の際に業者から下請通知書を提出させるようにしている。また、二次下請でも再下請通知書の提出があるため、把握はしている。 ・本件以降、設計金額からA等級となる工事であっても、工事の内容に応じてB等級の業者で施工可能なものについては、A等級にB等級を加えるように資格設定をすることとした。 また規則の改正により、A等級の工事にB等級の業者を参加させる場合には、A等級の過半数以下の業者数しかB等級から参加できない、という制限を撤廃した。 ・再入札を公告する以前に、当初仮契約を締結していた業者から、再入札に関して辞退する旨の書類の提出があったことから、改めて資格要件に記載した。 ・地元業者が受注できるような発注をしてほしいという声もあるので、慎重に検討する必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> ・元請業者が市外業者であっても、下請業者が市内の業者であればよいのではないか。 ・再入札の落札率はいくらか。 ・予定価格は自治体で積算しているのか。また、公表はしているのか。 ・入札終了後に金入り設計書を公表しているのか。 ・金額だけでなく、技術力・下請等について総合的に評価する方法があればいいのではないかと思う。 2. 28国補学建委第9号-3 愛宕中学校第2校舎大規模改修機械設備工事 ・低価格入札はよくあるのか ・県の低入札運用要領と比較した場合、市の要領は低入札を認めやすいような内容になっている。県ではもっと詳細な膨大な資料を入札日から4～5日の間に提出しなければならないため、ほとんど低入札案件がない。市としても、もう少し業者に厳しく見ている姿勢を示すことを検討したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市外業者が元請業者となると、市内業者が下請けとなる機会が減少する。 ・95.9%となっている。 ・予定価格は設計金額と同額であり、自治体で積算している。また、建設工事の場合は事前公表としている。 ・情報公開請求があれば、公開している。 ・昨年度は5件あった。 ・当市でも、13調査項目に基づいた資料を、入札日から2～3日の間に提出を求めることとしているが、調査項目等の詳細な内容については今後検討していきたい。
--	---

<p>・低入札となった案件について、施工時の監督基準を厳しくする処置等はしているのか。</p> <p>・調査表の提出後、業者に対してヒアリングをするのか。</p> <p>・結果調書を見ると、調査基準価格と入札額が全く同額の業者がいるが、入札額と調査基準価格が一致することはあり得るのか。</p> <p>・大変重要な指摘もあったので、今後、内部で県の事例等を参考にして改善策を検討してほしい。</p> <p>3. 28災第101/4号 真網代中之谷地区農地保全災害復旧工事</p> <p>・なぜ落札率が高いのか。</p>	<p>・低入札者への監督基準に関する定めはないが、契約保証金について、通常は請負代金の1割以上としているものを、低入札案件の場合は3割以上の条件を付している。また、6か月以内に2度の低入札を行った業者には、3か月間の排除措置を定めている。</p> <p>・業者の代表者及び従業員に対し聞き取り調査を行っており、行政側からは契約担当・発注担当・技術担当が出席し、調査項目に基づいて調査をしている。</p> <p>・調査基準価格を算定する計算式は運用要領で定めており、その中で、算出された金額が予定価格の90%を超える場合には、上限である90%の額を調査基準価格とすることとなっている。そのため、自社で十分な積算を行い、その内容を理解している業者であれば、同額で応札してくる可能性がある。</p> <p>・昨年度は県内で災害復旧工事が多かったこともあり、業者の手持ち工事が多く、競争性が働きにくかったことが影響したと考えられる。</p>
---	--

<p>・災害の多さと落札率の高さとの関係はあるのか。</p> <p>・施工は問題なかったのか。</p> <p>・業者選定の際には、専門性や過去の経験を考慮したのか。</p> <p>・市外業者へ枠を広げる検討はしなかったのか。</p> <p>・近年では、この落札率が高いのか。</p> <p>4. 28港市単第4号 フェリーターミナル用地整備に係る構造物取壊し工事</p> <p>・設計書内の処分費を除けばこれほど安くなるのか。</p>	<p>・台風や集中豪雨といった災害が多く発生しており、業者も複数の工事を既に請負っていた中で、本工事は緊急性が高く難易度も高いものであったことから、競争性が働きにくく落札率が高止まりしたと考えられる。</p> <p>・本工事は完成検査の結果、品質等に良好な工夫、取組が見られる工事として、工事評定点が75点（Bランク）の高い評価となっており、問題はなかった。</p> <p>・業者選定の際には専門性・経験を考慮し内部で検討している。</p> <p>・今回は市外業者へ枠を広げることはしていない。ただ、別工事ではあるが、指名全業者が辞退を申し出た案件では、市外業者に枠を広げた例がある。</p> <p>・近年の土木工事の落札率は97%ほどであるが、今回のような99%を超える高い落札率の土木工事はほとんどない。</p> <p>・落札業者は自社に処分場を所有しているため、他社が処分費として支払う部分で差が出たと思われる。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格を設けない場合の明確な基準はあるのか。 ・調査基準価格の設定の有無は入札時に通知しているか。 ・調査基準価格の設定と落札率とは直接の関係はないのではないか。 ・調査基準価格を設定したうえで、失格判断基準は設けない等の対応はできないか。 ・調査基準価格制度について、より良い制度となるよう、検討を続けてほしい。詳しい工事内訳書を出させた方がいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な基準はないが、内部の判断で品質の確保を有しない解体工事については、設定しないこととしている。 ・通知している。 ・過去に調査基準価格を設定していた際には、調査基準価格の範囲内の金額で落札されていたが、調査基準価格を設定していない入札では、業者間の競争もあり、低い落札率で落札されるようになった。 ・調査基準価格は、目的物の品質を確保するために設定しているが、解体工事では品質を確保する目的物がない。なお、調査基準価格の計算式は、中央公契連モデルに準じており基本的に全国一律となっている。 ・現在の解体工事の工事費内訳書は簡単なものなので、次回以降は内訳を詳しくするなど、検討したい。
---	---

<p>5. 平成28年度 定期修繕工事（I期） （八幡浜南環境センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価をしたということは、設備を導入したときに、今後メンテナンスでどれくらいかかるかということに依頼したのか。 ・どれくらいの差がでたのか。 ・定期修繕工事がI期ということだが、このプラント自体の修繕は、平成20年くらいからずっと行っているのか。 ・この業者は兵庫県だが、県内にはプラントメーカーはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に一度、外部評価を行っているが、この主な目的としては、評価を行う前はプラントメーカーである㈱タクマより見積書を徴取し、年毎に随意契約を締結していたところ、内外部からその金額が本当に適正であるかとの疑問が生じたことから、担当課で第三者機関に依頼を行い、金額の適否について審査を行ったものである。 ・プラントメーカーである㈱タクマの見積額の方が500万円ほど下回っていた。 ・平成10年から行っている。 ・県内にはない。
--	--

